

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月16日
【届出者の氏名又は名称】	P G Mホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区高輪一丁目3番13号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 6408 - 8800 (代表)
【事務連絡者氏名】	社長室長 大園 久夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	P G Mホールディングス株式会社 (東京都港区高輪一丁目3番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、P G Mホールディングス株式会社を指します。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アコーディア・ゴルフを指します。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式を対象としています。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。また、当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行います。本公開買付けに関する書類の一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬がある場合には、日本語の書類が英語の書類に優先します。

(注12) 本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)第27 A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリス

ク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果は、「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。当社又はその関係人は、「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではなく、実際の結果は大きく異なることがあります。本書の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で、当社が有する情報に基づき作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社及びその関係人は、将来の事象や状況を反映するために、かかる記述を変更又は修正する義務を負いません。

- (注13) 日本の証券取引関連法制上許容される範囲内で、対象者のフィナンシャル・アドバイザー並びに当社のフィナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人及び復代理人は、通常の証券取引業務の一環として、公開買付期間中に、対象者株式を自己勘定又は顧客勘定で売買することがあります。日本の証券取引関連法制上かかる売買について開示が必要な場合、米国株主に対して当該開示書面が交付されます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社アコーディア・ゴルフ

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成24年11月15日開催の当社取締役会において、当社と同じ大手ゴルフ場運営会社である対象者（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部上場）を連結子会社又は持分法適用関連会社にした上で将来的に経営統合（以下「本経営統合」といいます。なお、本経営統合の内容については、3(3)をご参照ください。）することを目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

本公開買付けは、本経営統合の実現を目的とするものです。少なくとも、当社単独で対象者を持分法適用関連会社とすることができる数の対象者議決権を取得できなければ、本公開買付け後において、当社が対象者に対して本経営統合を行うことを提案しても、対象者がこれを真摯に検討しないおそれがあり、また、当社の株主にとって、対象者を持分法適用関連会社とし、当社の連結決算上対象者の会計上の利益の一部を計上することを通じたメリットも得られません。そのため、買付予定数の下限を209,224株（対象者が平成24年11月7日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された同年9月30日現在の対象者発行済株式総数（1,053,587株）から、同四半期報告書に記載された同年9月30日現在の対象者の自己株式数（27,510株）を控除し、これに、同年10月1日以降公開買付期間末日までに対象者の発行した新株予約権が行使されることにより発行若しくは交付（以下「発行等」といいます。）した、又は発行等する可能性のある対象者普通株式の最大数（20,040株）を加算して得た株式数（1,046,117株）に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）にして20.00%（小数点以下第三位を四捨五入しており、以下株式所有割合について同じです。）と設定しております。応募株券等の総数が当該買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、本公開買付けは、上記のとおり、対象者を連結子会社又は持分法適用関連会社とした上で将来的に対象者との間で本経営統合を行うことをその目的としております。当社としては、対象者に対して本経営統合の提案を真摯に検討するよう求め、本経営統合を実現させていくためには、本公開買付けにより、株式所有割合にして50.10%に相当する株式数（524,105株）の対象者普通株式を取得することができれば必要かつ十分であると判断し、当該数を買付予定数の上限として設定しております。応募株券等の総数が当該買付予定数の上限を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、当社としては、対象者の株主の皆様にも、本公開買付けにおける公平かつ平等な売却機会を提供するとともに、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様にも、本経営統合を承認するための対象者株主総会において、本経営統合の是非を実質的に判断して頂く機会を提供したいと考えております。本経営統合を行うための具体的な方法は現時点では未定ですが、本経営統合を行うためには対象者株主総会の特別決議による承認（出席株主の議決権の3分の2以上の賛成）が必要となると考えておりますところ、このような買付予定数の上限を設けている結果、仮に、当社が本公開買付けにより当該上限に相当する数の対象者普通株式の買付け等を行うことができたとしても、その時点の対象者株主の皆様が多くが本経営統合に反対をすれば、上記対象者株主総会の承認を得ることはできず、本経営統合を実行できないこととなります。なお、当社は、本書提出日現在、対象者普通株式を所有していませんが、当社は、平成24年11月15日に、当社代表取締役社長神田有宏（以下「神田代表取締役」といいます。）との間で、本公開買付けによらないで、神田代表取締役が保有する対象者普通株式1株を、当社が公開買付期間中に（株式譲渡の効力発生日は同月21日の予定）本公開買付価格により買い受ける旨の株式譲渡契約を締結しております。また、本書提出日現在、株式会社オリンピア（当社の親会社である株式会社平和の子会社であり、以下「オリンピア」といいます。）は対象者普通株式を19,893株（上記9月30日現在の対象者発行済株式総数の1.89%）所有しており、石原昌幸氏（当社の親会社である株式会社平和の筆頭株主である株式会社石原ホールディングスの代表取締役社長）は対象者普通株式を32,550株（同対象者発行済株式総数の3.09%）所有しております。

当社は、事前に、対象者との間で、本公開買付けの実施に関して協議を行っていないため、現時点においては、対象者が本公開買付けに対して賛同をするか否かは確認できておりません。もっとも、本経営統合は、当社及び対象者の企業価値を向上させ、対象者の株主、従業員、顧客等全てのステークホルダーの皆様利益に資するものであるため、当社としては、対象者が、本経営統合の実現を目的とする本公開買付けに対して賛同されることを期待いたしております。なお、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後においても、対象者普通株式の上場は引き続き維持される予定です。

(2) 本公開買付けの目的並びにその実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

本公開買付けの目的（本経営統合の必要性）

当社は、平成16年12月、ゴルフ場の保有・運営を主たる事業とする当社グループ会社各社の株式を保有する持株会社として設立され、その後、経営破綻したゴルフ場の取得を積極的に行い、事業を拡大してまいりました結果、平成17年12月には東京証券取引所市場第一部に上場を果たしました。当社グループは、現在、当社とその連結対象子会社11社とで構成され、国内第2位の数のゴルフ場（121ゴルフ場）を保有するゴルフ場運営会社となっております。また、当社グループは、第三者の保有するゴルフ場の運営受託、霊園やホテルの保有・運営、並びにサービスエリア内のレストラン及び売店の運営も行っております。なお、平成23年10月27日から開始された株式会社平和による当社発行の株券等に対する公開買付けの結果、当社は、同年12月5日付けで、同社の連結子会社となっております。

一方、対象者は、平成14年2月、日東興業株式会社によりその保有する対象者の全株式がゴールドマン・サックス・グループに対して譲渡された後、事業目的をゴルフ場運営に変更し、経営破綻したゴルフ場の取得を積極的に行って事業を拡大した結果、平成18年11月には東京証券取引所市場第一部に上場を果たしました。対象者グループは、平成24年3月31日現在、対象者とその連結子会社22社及び持分法適用関連会社1社の計24社で構成され、その保有するゴルフ場数が132ゴルフ場と国内最大のゴルフ場運営会社となっております。また、対象者グループは、ゴルフ練習場の運営や、第三者の保有するゴルフ場の運営受託も行っています。

大手ゴルフ場運営会社である当社と対象者は、共に、ビジターが、気軽に、リーズナブルな価格でゴルフ場を利用しやすい環境を整えることで、ゴルフを身近なスポーツとしてきたという点で、ゴルフ業界に大きく貢献してきたと考えております（下記の「我が国におけるゴルフ場延利用者数と当社及び対象者のゴルフ場延利用者数の推移」と題する表中の「当社・対象者延利用者割合」に対する、「我が国におけるゴルフ場数と当社及び対象者の保有ゴルフ場数の推移」と題する表中の「当社・対象者ゴルフ場数割合」の比率参照）。その結果として、近年では、全国ゴルフ場の延利用者数の約13～16%程度のお客様に当社と対象者のゴルフ場をご利用頂き、当社と対象者は、共に、每期、安定的な収益を計上してきました（下記の「直近の業績比較」と題する表参照）。

しかしながら、国内におけるゴルフ関連事業を取り巻く環境は、先行き不透明な経済環境に加えて、以下に記載のとおり、ゴルフ人口の減少に伴うゴルフ場延利用者数の減少とゴルフ場の供給過多から引き起こされる競合ゴルフ場間での競争が厳しさを増しており、中小のゴルフ場の倒産や売却等の再編が日常的に起きております（具体的には、一季出版株式会社ゴルフ特信編集部『ゴルフ場企業グループ&系列ゴルフ特信資料集〔2012年版〕』（一季出版、2012）によれば、2007年以降にオーナーが交代したゴルフ場の数は、2007年は89コース、2008年は52コース、2009年は131コース、2010年は81コース、2011年は53コース（2011年については、当社の大株主の異動に伴う変動数を除いております。）となっております。）。

（ ）ゴルフ人口の減少傾向

かつて、ゴルフ参加率が高かった世代の高齢化や、20歳代から40歳代までの世代のゴルフ離れの進行等により、ゴルフ人口は減少しており、今後も、ゴルフ人口が減少することが予想されています。

（ ）ゴルフ場の供給過多

ゴルフ人口の減少傾向にもかかわらず、近年、全国のゴルフ場の数はほぼ一定であり、ゴルフ場が供給過多となっております。そのため、今後も、全国各地で、厳しい競争環境が続く見込みです。

当社としましては、このような国内におけるゴルフ人口及びゴルフ場延利用者数の長期的な減少トレンドに鑑みて、当社及び対象者が引き続き日本のゴルフ関連事業において主導的な立場を維持し、ゴルフ市場の活性化に尽力していくためにも、本経営統合を通じ、更なる経営の効率化を図ることが、株主利益向上のために最も望ましいものと認識しております。

（我が国におけるゴルフ人口、ゴルフ場延利用者数及びゴルフ場数の推移）

年度	15歳以上ゴルフ人口（千人）	延利用者数（千人）	ゴルフ場数
	1	3	3
1991	17,842	98,809	1,926
1996	15,039	99,651	2,340
2001	12,253	90,175	2,452
2006	9,950	88,235	2,442
2011	9,034	84,327	2,413
2015	7,990（予測）	2	

(出典)

- 1 1991～2011年度のゴルフ人口(15歳以上)：総務省「社会生活基本調査」、矢野経済研究所「2012年版 ゴルフ産業白書」
- 2 2015年度のゴルフ人口(15歳以上)予測：矢野経済研究所「2012年版 ゴルフ産業白書」
- 3 1991～2011年度の延利用者数及びゴルフ場数：社団法人日本ゴルフ場事業協会「利用税の課税状況からみたゴルフ場数、延利用者数、利用税額等の推移」(平成24年10月)

(我が国におけるゴルフ場延利用者数と当社及び対象者のゴルフ場延利用者数の推移)

年度	全国延利用者数 (千人)	当社における延利用者数 (千人)	対象者における延利用者数 (千人)	当社・対象者合計 延利用者数(千人)	当社・対象者延利用者 割合
	1	2	3		
2007	89,020	5,915	5,924	11,839	13.3%
2008	90,786	6,411	6,987	13,398	14.8%
2009	91,642	7,034	7,350	14,384	15.7%
2010	88,061	7,058	7,585	14,643	16.6%
2011	84,327	6,407	7,447	13,854	16.4%

(出典)

- 1 社団法人日本ゴルフ場事業協会「利用税の課税状況からみたゴルフ場数、延利用者数、利用税額等の推移」(平成24年10月)
- 2 当社月次営業実績
- 3 対象者月次情報

(我が国におけるゴルフ場数と当社及び対象者の保有ゴルフ場数の推移)

年度	全国ゴルフ場数	当社保有ゴルフ場数	対象者保有ゴルフ場数	当社・対象者合計ゴルフ場数	当社・対象者ゴルフ場数割合
	1	2	3		
2007	2,442	110	110	220	9.0%
2008	2,442	120	125	245	10.0%
2009	2,445	122	128	250	10.2%
2010	2,432	122	131	253	10.4%
2011	2,413	121	133	254	10.5%

(出典)

- 1 社団法人日本ゴルフ場事業協会「利用税の課税状況からみたゴルフ場数、延利用者数、利用税額等の推移」(平成24年10月)
- 2 当社株主通信(旧事業報告書)
- 3 対象者月次情報(各年度12月の数値)

(直近の業績比較)

当社及び対象者の営業利益率及びEBITDAマージン

金額単位：百万円

当社						対象者					
決算期	売上	営業利益	営業利益率	EBITDA	EBITDAマージン	決算期	売上	営業利益	営業利益率	EBITDA	EBITDAマージン
2007/12	73,392	13,376	18.2%	17,501	23.8%	2008/03	77,504	12,565	16.2%	17,371	22.4%
2008/12	79,215	12,845	16.2%	17,890	22.6%	2009/03	87,442	12,693	14.5%	19,164	21.9%
2009/12	82,335	12,914	15.7%	18,101	22.0%	2010/03	87,332	14,086	16.1%	21,399	24.5%
2010/12	79,519	11,552	14.5%	16,694	21.0%	2011/03	86,693	13,316	15.4%	20,664	23.8%
2011/12	70,758	7,224	10.2%	12,362	17.5%	2012/03	86,798	12,601	14.5%	20,392	23.5%
2012/4-9月期	41,339	7,129	17.2%	9,887	23.9%	2012/4-9月期	47,805	7,073	14.8%	11,039	23.1%

(出典)

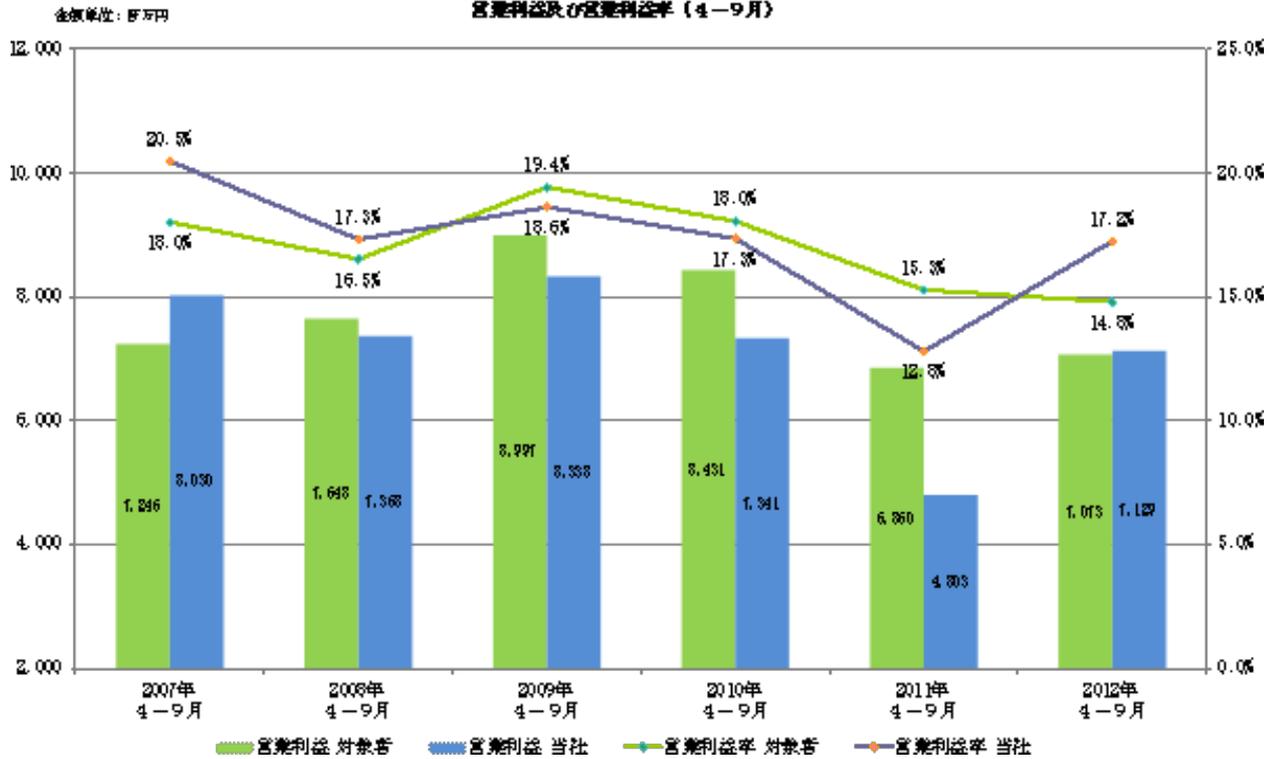
当社 2007/12 - 2011/12 : 当社2011年度通期財務・業績概要(2012年2月9日)より算出

当社 2012/4 - 9月期 : 当社2012年度第2四半期財務・業績概要(2012年8月3日)及び第3四半期財務・業績概要(2012年11月8日)より算出

対象者 2008/3 - 2012/3 : 対象者2012年3月期決算説明資料(2012年5月10日)より算出

対象者 2012/4 - 9月期 : 対象者2013年3月期第2四半期決算説明資料(2012年11月1日)より算出(但し営業利益率は営業利益/売上で算出)

当社及び対象者の
営業利益及び営業利益率（4-9月）

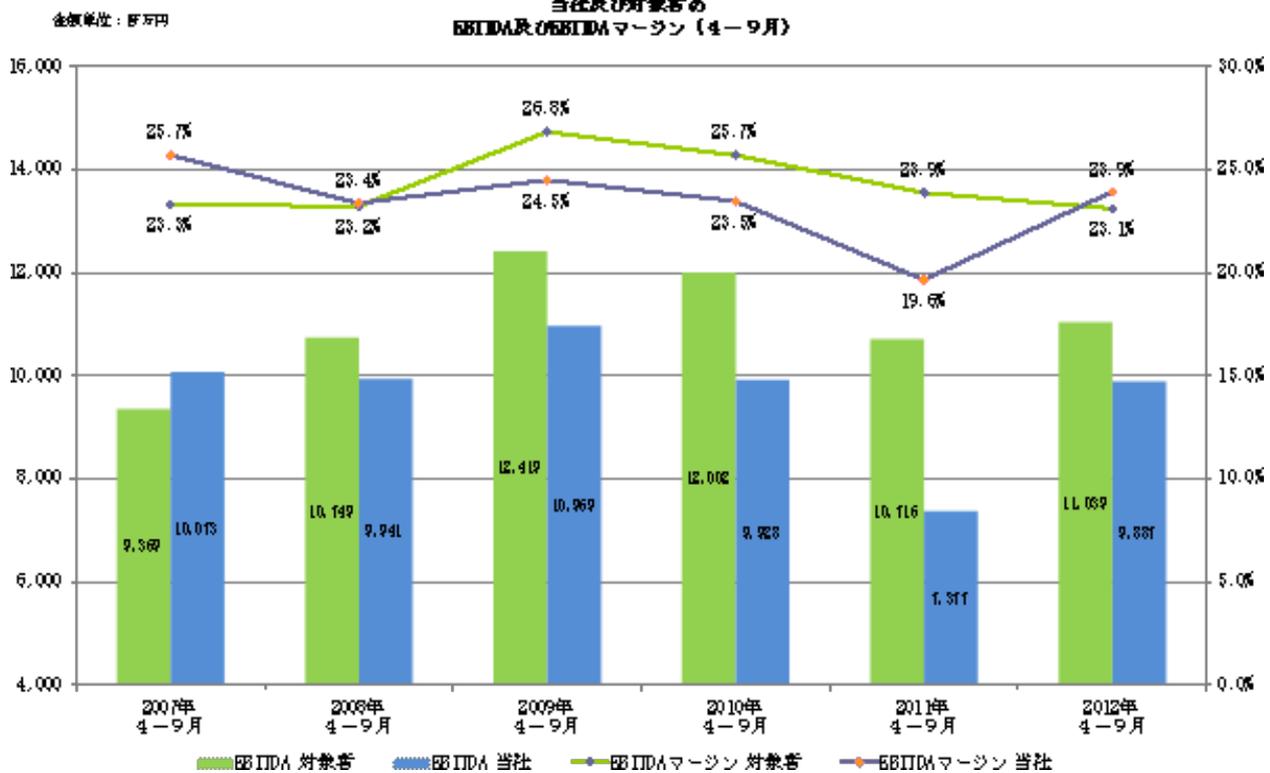


(出典)

当社：当社2012年度第2四半期財務・業績概要（2012年8月3日）及び第3四半期財務・業績概要（2012年11月8日）より算出

対象者：対象者2012年3月期決算説明資料（2012年5月10日）及び2013年3月期第2四半期決算説明資料（2012年11月1日）より算出

当社及び対象者の
EBITDA及びEBITDAマージン（4-9月）



(出典) 前表と同じ。

本経営統合の効果

当社は、本経営統合が実現した場合の効果として、主として、次の効果が得られると見込んでおります。特に、当社及び対象者が、いずれも、主に破綻したゴルフ場の取得によって事業規模の拡大を図ってきた経緯から、両社の企業規模及びビジネスモデルが類似しており、統合後、両社において同様の運営メカニズムを採用することが比較的容易であって、業務を円滑に運営できることが期待されることなどから、その統合効果は大きなものであると見込んでおります。

() 既存のゴルフ場の売上高の改善

本経営統合が実現した場合、当社と対象者が、それぞれ200万人超を有する顧客に対し共同で顧客データの分析及びマーケティングを実施し、いわゆるCRM(カスタマー・リレーションシップ・マネジメント)を導入・活用することを通じて、より効果的なマーケティングを実践し、顧客ニーズに合ったゴルフ場サービスを提供していくことによって、統合後の当社及び対象者の集客力は増強されるものと見込んでおります。

() サービス品質を維持しながらのコストの削減

本経営統合が実現した場合、a) ゴルフ場のメンテナンスに要する機械及び肥料等、食材、その他備品等の共同購買によるボリュームディスカウントの獲得や、b) ゴルフ場予約システム及びゴルフ場基幹システム等の統合による販管費等の削減、c) 本社機能を統合することによる本社人件費の合理化、d) 当社及び対象者の近隣ゴルフ場間で機能の集約や管理機器の共同保有を行うことによって可能となる、労働時間の短縮による人件費や経費の削減、e) 企業規模及び収益力の拡大やシナジー効果による信用力の向上を通じた、ファイナンスコストの削減などにより、サービス品質を維持したままで、当社と対象者のコストを削減できると見込んでおります。

() 収益性の高いゴルフ場の追加取得等(ゴルフ場ポートフォリオの入替え)

本経営統合が実現した場合、上記()e)記載の信用力の向上を通じて、当社及び対象者の資金調達力が増大することにより、当社及び対象者の資金余力も増す結果、収益性の高いゴルフ場を追加取得できる可能性も高まると見込んでおります。

本公開買付けを実施する背景、理由、意思決定の過程

神田代表取締役と当社取締役石橋保彦(以下「石橋取締役」といいます。)は、上記 に記載のとおり経営統合には大きな効果が見込まれ、当社及び対象者の企業価値の向上、ひいては両社の株主、従業員、顧客等全てのステークホルダーの皆様の利益の最大化のために最善の方法であるとの認識の下、平成24年1月26日、対象者全取締役に対して、経営統合を行うことを提案しました。その後、同年3月までの間、当社の神田代表取締役及び石橋取締役と対象者取締役との間で経営統合に向けた協議・検討が行われました。この間、対象者取締役からは、経営統合を行うというコンセプト自体に反対である旨の見解は一切示されませんでした。対象者取締役の対応は、全体的に迅速さに欠けており、経営統合の実現に向けて真摯に取り組んで頂けるのか疑問を禁じ得ない状況にありました。そのような中、同年3月、当時対象者の代表取締役社長であった竹生道巨氏(以下「竹生氏」といいます。)について会社資金の私的流用等のコンプライアンス違反の疑惑が発覚し、対象者のガバナンス体制及びコンプライアンス体制に重大な問題があるおそれがあることが明らかになりました。同月22日、当社の神田代表取締役及び石橋取締役は、対象者全取締役に対して、経営統合の提案を凍結する旨通知しました。

そして、平成24年4月26日、対象者が竹生氏の上記疑惑に関して自浄作用を発揮しないという状況を受け、オリンピアが、対象者の他の株主と共同して、アコーディア・ゴルフ株主委員会を組織し、対象者のガバナンス体制及びコンプライアンス体制を刷新することを目的として、独自の取締役候補者及び監査役候補者の選任を求める株主提案を行いました。その後、対象者とオリンピアらとの間で委任状争奪戦が行われ、その間の同年6月22日には、対象者が、オリンピアらが指摘していたコンプライアンス問題に関連して、東京国税局から、所得の申告漏れを指摘され、さらには、重加算税も課されました(対象者の同月23日付け「本日の一部報道について」と題するプレス・リリース参照)。オリンピアらによる株主提案は、最終的には、同年6月28日及び29日に開催された対象者の定時株主総会においていずれも否決されましたが、対象者による集計結果を前提としても、オリンピアらが提案した取締役候補者は、最多で48.95%の賛成を得る(対象者提出の同年10月1日付け臨時報告書の訂正報告書)など、対象者の一般株主からも広汎な支持を得ました。なお、オリンピアは当社の親会社である株式会社平和の子会社です。

このような委任状争奪戦を経て、疑惑の渦中にあった竹生氏が、平成24年5月21日には代表取締役及び社長執行役員の職から引責辞任し、同年6月28日及び29日に開催された対象者定時株主総会の終結時には取締役からも退任しました。また、この株主総会において、社外取締役が対象者取締役会の過半数を占めるに至るなど、対象者のガバナンス体制及びコンプライアンス体制につき、一定の改善が見られました。当社は、このような状況の変化を背景として、本年10月3日、対象者による株式会社太平洋クラブの買収計画が同社の民事再生手続の廃止に伴い中止されたのを契機として、本公開買付けのための本格的な検討を開始いたしました。当社としましては、対象者が株式会社太平洋クラブを買収するためには多額の資金調達が必要となると見込んでおり、かかる買収計画が対象者の財政状態等に与える影響や、再生計画に係る投票結果判明後の対象者普通株式の株価の動向、対象者個人株主の動向などを見極める必要があると判断していた次第です。そして、最終的に、当社は、本経営統合を早期に実現することこそが、当社及び対象者の企業価値の向上、ひいては両社の株主、従業員、顧客等全てのステークホルダーの皆様の利益の最大化のために最善の方法であると判断し、

本公開買付けの実施を決定しました。

なお、前述のとおり、当社の神田代表取締役及び石橋取締役による平成24年1月の経営統合提案に対する対象者取締役の対応が、経営統合の実現に向けて真摯に取り組んで頂けるのか疑問を禁じ得ない状況にあったことや、オリンピアと対象者の間で委任競争奪戦が行われたことに起因して、対象者経営陣が、当社が属する株式会社平和グループに対して対立感情を有している可能性が高いことなどから、当社は、本公開買付けの開始前に対象者に対して統合提案を行ったとしても、対象者がこれに応じる可能性は低いと判断し、本経営統合を早期に実現させるべく、事前に対象者との間で協議を行うことなく、本公開買付けの実施を決定しました。

(3) 本公開買付け成立後の経営方針

本経営統合の提案

本公開買付けによる対象者普通株式の取得によって、対象者を当社の連結子会社又は持分法適用関連会社にするを通じた当社及び対象者が得られる経済効果は、本経営統合が実現した場合に得られる経済効果と比べ、限定的なものに留まります。すなわち、対象者が当社の持分法適用関連会社となるだけでは、基本的には、当社は、その連結決算上対象者の会計上の利益の一部を計上できることになるにすぎず、また、対象者は、特段の経済効果を得ることができないと考えております。本公開買付けの結果、対象者を当社の連結子会社とすることができた場合には、資本業務提携を通じて、当社及び対象者が前記(2)記載の統合効果の一部を得ることができるとはありますが、本経営統合を実行しない場合には、両社はそれぞれ一般株主を有し、経営の独立性を求められることになるため、シナジーを最大化できない可能性があると考えております。例えば、同()記載の「既存のゴルフ場の売上高の改善」効果に関しては、当社と対象者のそれぞれが上場企業として独立した事業活動上の意思決定を行うことが求められるため、当社が対象者を連結子会社又は持分法適用関連会社とただけでは、顧客データベースを一元化することができず、その効果を十分に得ることができないものと想定しております。また、同()記載の「サービス品質を維持しながらのコストの削減」効果に関しても、その多くは、両社が現在それぞれ独自に実施しているオペレーションを統合することによって初めて得られるコストシナジーです。

したがって、当社は、本公開買付けによる対象者普通株式の取得の後、対象者に対して、本経営統合を行うことを提案する予定です。当社及び対象者の経営陣が、各々の会社の企業価値の向上、ひいては両社の株主、従業員、顧客等全てのステークホルダーの皆様の利益の最大化を目指す方法が何であるかを真摯に検討しようとするれば、必然的に、本経営統合を早期に実現することこそが最善の方法であるとの認識で一致するものと確信いたしております。

本経営統合の内容・方法

本公開買付けの目的である本経営統合は、会社法上の広義の組織再編（合併、会社分割、株式交換、株式移転、全部取得条項付種類株式を用いる方法等）を行うことにより、当社と対象者の経営を完全に統合するものです。したがって、本経営統合が実行された場合には、最終的に、両社が同一の法人となるか、当社と対象者のいずれか一方が他方の直接又は間接の完全親会社となるか、持株会社等の他の法人が両社の直接又は間接の完全親会社となります。本経営統合を行うための具体的な方法については、現時点では、対象者との間で本経営統合に関して協議・検討を行っておらず、また、対象者に対するデューデリジェンスを実施できていないこともあって、未定です。本経営統合は、例えば、当社と対象者との間で合併、株式交換等を行う方法や、当社と対象者との間で共同株式移転を行い、両社の全株式を保有する持株会社を設立する方法によって実行することが可能ですが、本経営統合を行うための具体的な方法については、本公開買付けの成立後、会計、税務等の観点からの検証を行い、決定する予定です。

当社は、本公開買付け成立後、速やかに、対象者に対して、本経営統合を行うことを提案する予定ですが、本経営統合の実行時期につきましては、対象者が本経営統合に賛同するか否かや、本公開買付けの結果等次第で大きく異なる可能性があります。現時点では未定です。したがって、本経営統合の承認のための対象者株主総会の開催時期につきましても、現時点では未定です。

本公開買付け成立後の事業領域と配当方針の見直し

本公開買付けの結果、対象者が当社の連結子会社となった場合、対象者のROI、ROE及びROAを向上させるために、対象者の事業構成を全般的に見直し、経営資源を企業価値の最大化が可能な事業領域に集約化していく所存です。

さらに、本公開買付けの結果、対象者が当社の連結子会社となった場合、対象者の配当政策を見直し、事業から創出されるキャッシュフローを従前以上に株主の皆様へ還元していく方針です（なお、本経営統合を行うための具体的な方法や対価の種類は現時点では未定ですが、仮に、対象者の株主の皆様に対してその保有する株式に代えて現金等を交付する方法により本経営統合を行うことになった場合には、その後は、対象者の株主の皆様は配当を受けることができないこととなります。）。

本公開買付け成立後の役員構成

当社は、前述のとおり、本公開買付け成立後、対象者に対して、本経営統合を行うことを提案する予定です。当社は、本経営統合を早期に実現することこそが、当社及び対象者の企業価値の向上、ひいては両社の株主、従業員、顧客等全てのステークホルダーの皆様の利益の最大化のために最善の方法であると判断していますので、本経営統合の提案後、本経営

統合を早期に実現させるという当社の方針に賛同する対象者役員については、引き続き、対象者の役員として協力して頂くことを求め、他方、このような方針に対して消極的な姿勢の対象者役員については、退任を求めて参る予定です。

(4) 公開買付価格の決定

当社は、市場価格こそが客観的かつ適正な株式価値の尺度であるとの見地に立ち、本公開買付価格（本公開買付けにおける対象者普通株式の1株あたりの買付け等の価格をいいます。以下同じです。）を決定するために、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である平成24年11月14日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値（53,300円）、同日までの過去1か月間（平成24年10月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値（55,161円（小数点以下を四捨五入しており、以下単純平均値の計算において同じです。）、同過去3か月間（平成24年8月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値（52,448円）、同過去6か月間（平成24年5月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値（51,329円）を参考にいたしました。そして、当社は、適正な株式価値であるとの判断が可能な範囲で、本公開買付けに対してより多数の応募がなされるように、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、現時点においては対象者が本公開買付けに対して賛同するか否かが明らかでないこと、本公開買付けの成立の見通し等をも総合的に勘案して、本公開買付価格を1株あたり81,000円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付価格を検討するにあたり、第三者算定機関に対し対象者普通株式の株式価値を算定することを依頼しておりません。これは、本公開買付けは対象者との間で事前に協議を行うことなく開始するものであって、本公開買付価格を決定するに際して、対象者より、非公表の情報を入手することができず、第三者算定機関に対して株式価値の算定を依頼する実益に乏しいと判断したことに基づきます。

本公開買付価格（1株あたり81,000円）は、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である平成24年11月14日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値53,300円に対して51.97%、同日までの過去1か月間（平成24年10月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値55,161円に対して46.84%、同過去3か月間（平成24年8月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値52,448円に対して54.44%、同過去6か月間（平成24年5月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値51,329円に対して57.81%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。なお、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年11月15日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値53,200円に対して52.26%のプレミアムを加えた額に相当します。

(5) 本公開買付け後において対象者の株券等を追加取得する予定の有無（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社が本公開買付けにより買付予定数の上限に相当する数（株式所有割合にして50.10%に相当する株式数（524,105株））の対象者普通株式の買付け等を行うことができた場合に関しましては、現時点では、当社が対象者の株券等を追加取得する予定はありません。それ以外の場合に関しましては、本公開買付け後に対象者の株券等を追加取得するか否かは現時点では未定であり、本公開買付けの終了後、その結果を踏まえ、改めて検討してまいります。

なお、当社は、前述のとおり、本公開買付けによる対象者普通株式の取得の後、対象者に対して、本経営統合を行うことを提案する予定ですが、本経営統合を行うための具体的な方法並びに本経営統合における対価の種類及び額・比率は現時点では未定です。本経営統合における対価の額・比率を決定するに際しての対象者普通株式の評価については、本公開買付け価格を基準とすることを提案する予定ですが、前述のとおり、現時点では、本経営統合の実行時期が未定であり、また、当社は対象者に対してデューディリジェンスを実施できていないため、当社及び対象者の今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び両社の業績の変動等の影響、並びに、デューディリジェンスの結果等をも総合的に勘案して、最終的にこれを決定する予定です。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、また、本公開買付けにおいては買付予定数に上限（524,105株、株式所有割合50.10%）が設定されておりますので、本公開買付け後においても、対象者普通株式の上場は引き続き維持される予定です。

もっとも、前述のとおり、本経営統合は当社と対象者の経営を完全に統合するもので、本経営統合が実行された場合には、最終的に、両社が同一の法人となるか、当社と対象者のいずれか一方が他方の直接又は間接の完全親会社となるか、持株会社等の他の法人が両社の直接又は間接の完全親会社となります。そのため、本経営統合のための具体的な方法は現時点では未定ですが、将来、本経営統合が実行された場合には、当社株式と対象者株式のうち少なくとも一方が、東京証券取引所の定める上場廃止基準のうち、株主数が事業年度の末日において、400人未満となった場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、発行済株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除きます。）及び自己株式数を控除した株式数）が事業年度の末日において、2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき、流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額）が事業年度の末日において、5億円未満となった場合において、1年以内に5億円以上とならないとき、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となった場合等の上場廃止基準に抵触し、所定の手続を経て、上場廃止となります。対象者普通株式が上場廃止となった場合には、対象者普通株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年11月16日（金曜日）から平成25年1月17日（木曜日）まで（38営業日）
公告日	平成24年11月16日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金81,000円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、市場価格こそが客観的かつ適正な株式価値の尺度であるとの見地に立ち、本公開買付価格を決定するために、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である平成24年11月14日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値（53,300円）、同日までの過去1か月間（平成24年10月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値（55,161円）、同過去3か月間（平成24年8月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値（52,448円）、同過去6か月間（平成24年5月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値（51,329円）を参考にいたしました。そして、当社は、適正な株式価値であるとの判断が可能な範囲で、本公開買付けに対してより多数の応募がなされるように、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、現時点においては対象者が本公開買付けに対して賛同するかが明らかでないこと、本公開買付けの成立の見通し等をも総合的に勘案して、本公開買付価格を1株あたり81,000円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格（1株あたり81,000円）は、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である平成24年11月14日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値53,300円に対して51.97%、同日までの過去1か月間（平成24年10月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値55,161円に対して46.84%、同過去3か月間（平成24年8月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値52,448円に対して54.44%、同過去6か月間（平成24年5月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値51,329円に対して57.81%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。なお、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年11月15日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値53,200円に対して52.26%のプレミアムを加えた額に相当します。</p>

算定の経緯	<p>(1) 本公開買付けの目的並びにその実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程</p> <p>本公開買付けの目的（本経営統合の必要性）</p> <p>当社は、平成16年12月、ゴルフ場の保有・運営を主たる事業とする当社グループ会社各社の株式を保有する持株会社として設立され、その後、経営破綻したゴルフ場の取得を積極的に行い、事業を拡大してまいりました結果、平成17年12月には東京証券取引所市場第一部に上場を果たしました。当社グループは、現在、当社とその連結対象子会社11社とで構成され、国内第2位の数のゴルフ場（121ゴルフ場）を保有するゴルフ場運営会社となっております。また、当社グループは、第三者の保有するゴルフ場の運営受託、霊園やホテルの保有・運営、並びにサービスエリア内のレストラン及び売店の運営も行っております。なお、平成23年10月27日から開始された株式会社平和による当社発行の株券等に対する公開買付けの結果、当社は、同年12月5日付けで、同社の連結子会社となっております。</p> <p>一方、対象者は、平成14年2月、日東興業株式会社によりその保有する対象者の全株式がゴールドマン・サックス・グループに対して譲渡された後、事業目的をゴルフ場運営に変更し、経営破綻したゴルフ場の取得を積極的に行って事業を拡大した結果、平成18年11月には東京証券取引所市場第一部に上場を果たしました。対象者グループは、平成24年3月31日現在、対象者とその連結子会社22社及び持分法適用関連会社1社の計24社で構成され、その保有するゴルフ場数が132ゴルフ場と国内最大のゴルフ場運営会社となっております。また、対象者グループは、ゴルフ練習場の運営や、第三者の保有するゴルフ場の運営受託も行っています。</p> <p>大手ゴルフ場運営会社である当社と対象者は、共に、ビジターが、気軽に、リーズナブルな価格でゴルフ場を利用しやすい環境を整えることで、ゴルフを身近なスポーツとしてきたという点で、ゴルフ業界に大きく貢献してきたと考えております。その結果として、近年では、全国ゴルフ場の延利用者数の約13～16%程度のお客様に当社と対象者のゴルフ場をご利用頂き、当社と対象者は、共に、每期、安定的な収益を計上してきました。</p> <p>しかしながら、国内におけるゴルフ関連事業を取り巻く環境は、先行き不透明な経済環境に加えて、以下に記載のとおり、ゴルフ人口の減少に伴うゴルフ場延利用者数の減少とゴルフ場の供給過多から引き起こされる競合ゴルフ場間での競争が厳しさを増しており、中小のゴルフ場の倒産や売却等の再編が日常的に起きております（具体的には、一季出版株式会社ゴルフ特信編集部『ゴルフ場企業グループ&系列ゴルフ特信資料集〔2012年版〕』（一季出版、2012）によれば、2007年以降にオーナーが交代したゴルフ場の数は、2007年は89コース、2008年は52コース、2009年は131コース、2010年は81コース、2011年は53コース（2011年については、当社の大株主の異動に伴う変動数を除いております。）となっております。）、</p> <p>（ ）ゴルフ人口の減少傾向</p> <p>かつて、ゴルフ参加率が高かった世代の高齢化や、20歳代から40歳代までの世代のゴルフ離れの進行等により、ゴルフ人口は減少しており、今後も、ゴルフ人口が減少することが予想されています。</p> <p>（ ）ゴルフ場の供給過多</p> <p>ゴルフ人口の減少傾向にもかかわらず、近年、全国のゴルフ場の数はほぼ一定であり、ゴルフ場が供給過多となっております。そのため、今後も、全国各地で、厳しい競争環境が続く見込みです。</p> <p>当社としましては、このような国内ゴルフ人口及びゴルフ場延利用者数の長期的な減少トレンドに鑑みて、当社及び対象者が引き続き日本のゴルフ関連事業において主導的な立場を維持し、ゴルフ市場の活性化に尽力していくためにも、本経営統合を通じ、更なる経営の効率化を図ることが、株主利益向上のために最も望ましいものと認識しております。</p>
-------	---

本経営統合の効果

当社は、本経営統合が実現した場合の効果として、主として、次の効果が得られると見込んでおります。特に、当社及び対象者が、いずれも、主に破綻したゴルフ場の買収によって事業規模の拡大を図ってきた経緯から、両社の企業規模及びビジネスモデルが類似しており、統合後、両社において同様の運営メカニズムを採用することが比較的容易であって、業務を円滑に運営できることが期待されることなどから、その統合効果は大きなものであると見込んでおります。

() 既存のゴルフ場の売上高の改善

本経営統合が実現した場合、当社と対象者が、それぞれ200万人超を有する顧客に対し共同で顧客データの分析及びマーケティングを実施し、いわゆるCRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）を導入・活用することを通じて、より効果的なマーケティングを実践し、顧客ニーズに合ったゴルフ場サービスを提供していくことによって、統合後の当社及び対象者の集客力は増強されるものと見込んでおります。

() サービス品質を維持しながらのコストの削減

本経営統合が実現した場合、a) ゴルフ場のメンテナンスに要する機械及び肥料等、食材、その他備品等の共同購買によるボリュームディスカウントの獲得や、b) ゴルフ場予約システム及びゴルフ場基幹システム等の統合による販管費等の削減、c) 本社機能を統合することによる本社人件費の合理化、d) 当社及び対象者の近隣ゴルフ場間で機能の集約や管理機器の共同保有を行うことによって可能となる、労働時間の短縮による人件費や経費の削減、e) 企業規模及び収益力の拡大やシナジー効果による信用力の向上を通じた、ファイナンスコストの削減などにより、サービス品質を維持したままで、当社と対象者のコストを削減できると見込んでおります。

() 収益性の高いゴルフ場の追加取得等（ゴルフ場ポートフォリオの入替え）

本経営統合が実現した場合、上記() e) 記載の信用力の向上を通じて、当社及び対象者の資金調達力が増大することにより、当社及び対象者の資金余力も増す結果、収益性の高いゴルフ場を追加取得できる可能性も高まると見込んでおります。

本公開買付けを実施する背景、理由、意思決定の過程

当社神田代表取締役と当社石橋取締役は、上記 に記載のとおり本経営統合には大きな効果が見込まれ、当社及び対象者の企業価値の向上、ひいては両社の株主、従業員、顧客等全てのステークホルダーの皆様の利益の最大化のために最善の方法であるとの認識の下、平成24年1月26日、対象者全取締役に対して、経営統合を行うことを提案しました。その後、同年3月までの間、当社の神田代表取締役及び石橋取締役と対象者取締役との間で経営統合に向けた協議・検討が行われました。この間、対象者取締役からは、経営統合を行うというコンセプト自体に反対である旨の見解は一切示されませんでした。対象者取締役の対応は、全体的に迅速さに欠けており、経営統合の実現に向けて真摯に取り組んで頂けるのか疑問を禁じ得ない状況にありました。そのような中、同年3月、当時対象者の代表取締役社長であった竹生氏について会社資金の私的流用等のコンプライアンス違反の疑惑が発覚し、対象者のガバナンス体制及びコンプライアンス体制に重大な問題があるおそれがあることが明らかになりましたため、同月22日、当社の神田代表取締役及び石橋取締役は、対象者全取締役に対して、経営統合の提案を凍結する旨通知しました。

そして、平成24年4月26日、対象者が竹生氏の上記疑惑に関して自浄作用を発揮しないという状況を受け、オリンピアが、対象者の他の株主と共同して、アコーディア・ゴルフ株主委員会を組織し、対象者のガバナンス体制及びコンプライアンス体制を刷新することを目的として、独自の取締役候補者及び監査役候補者の選任を求める株主提案を行いました。その後、対象者とオリンピアらとの間で委任状争奪戦が行われ、その間の同年6月22日には、対象者が、オリンピアらが指摘していたコンプライアンス問題に関連して、東京国税局から、所得の申告漏れを指摘され、さらには、重加算税も課されました（対象者の同月23日付け「本日の一部報道について」と題するプレス・リリース参照）。オリンピアらによる株主提案は、最終的には、同年6月28日及び29日に開催された対象者の定時株主総会においていずれも否決されましたが、対象者による集計結果を前提としても、オリンピアらが提案した取締役候補者は、最多で48.95%の賛成を得る（対象者提出の同年10月1日付け臨時報告書の訂正報告書）など、対象者の一般株主からも広汎な支持を得ました。なお、オリンピアは当社の親会社である株式会社平和の子会社です。

このような委任状争奪戦を経て、疑惑の渦中にあった竹生氏が、平成24年5月21日には代表取締役及び社長執行役員の職から引責辞任し、同年6月28日及び29日に開催された対象者定時株主総会の終結時には取締役からも退任しました。また、この株主総会において、社外取締役が対象者取締役会の過半数を占めるに至るなど、対象者のガバナンス体制及びコンプライアンス体制につき、一定の改善が見られました。当社は、このような状況の変化を背景として、本年10月3日、対象者による株式会社太平洋クラブの買収計画が同社の民事再生手続の廃止に伴い中止されたのを契機として、本公開買付けのための本格的な検討を開始いたしました。当社としましては、対象者が株式会社太平洋クラブを買収するためには多額の資金調達が必要となると見込んでおり、かかる買収計画が対象者の財政状態等に与える影響や、再生計画案に係る投票結果判明後の対象者普通株式の株価の動向、対象者個人株主の動向などを見極める必要があると判断していた次第です。そして、最終的に、当社は、本経営統合を早期に実現することこそが、当社及び対象者の企業価値の向上、ひいては両社の株主、従業員、顧客等全てのステークホルダーの皆様の利益の最大化のために最善の方法であると判断し、本公開買付けの実施を決定しました。

なお、前述のとおり、当社の神田代表取締役及び石橋取締役による平成24年1月の経営統合提案に対する対象者取締役の対応が、経営統合の実現に向けて真摯に取り組んで頂けるのか疑問を禁じ得ない状況にあったことや、オリンピアと対象者の間で委任状争奪戦が行われたことに起因して、対象者経営陣が、当社が属する株式会社平和グループに対して対立感情を有している可能性が高いことなどから、当社は、本公開買付けの開始前に対象者に対して統合提案を行ったとしても、対象者がこれに応じる可能性は低いと判断し、本経営統合を早期に実現させるべく、事前に対象者との間で協議を行うことなく、本公開買付けの実施を決定しました。

(2) 公開買付価格の決定

当社は、市場価格こそが客観的かつ適正な株式価値の尺度であるとの見地に立ち、本公開買付価格を決定するために、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である平成24年11月14日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値（53,300円）、同日までの過去1か月間（平成24年10月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値（55,161円）、同過去3か月間（平成24年8月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値（52,448円）、同過去6か月間（平成24年5月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値（51,329円）を参考にいたしました。そして、当社は、適正な株式価値であるとの判断が可能な範囲で、本公開買付けに対してより多数の応募がなされるように、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、現時点においては対象者が本公開買付けに対して賛同するか否かが明らかでないこと、本公開買付けの成立の見通し等をも総合的に勘案して、本公開買付価格を1株あたり81,000円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付価格を検討するにあたり、第三者算定機関に対し対象者普通株式の株式価値を算定することを依頼しておりません。これは、本公開買付けは対象者との間で事前に協議を行うことなく開始するものであって、本公開買付価格を決定するに際して、対象者より、非公表の情報を入手することができず、第三者算定機関に対して株式価値の算定を依頼する実益に乏しいと判断したことに基づきます。本公開買付価格（1株あたり81,000円）は、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である平成24年11月14日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値53,300円に対して51.97%、同日までの過去1か月間（平成24年10月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値55,161円に対して46.84%、同過去3か月間（平成24年8月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値52,448円に対して54.44%、同過去6か月間（平成24年5月15日から平成24年11月14日まで）の終値の単純平均値51,329円に対して57.81%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。なお、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年11月15日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値53,200円に対して52.26%のプレミアムを加えた額に相当します。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
524,105 (株)	209,224 (株)	524,105 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(209,224株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限(524,105株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 対象者が平成24年6月29日に提出した第33期有価証券報告書、同年8月8日に提出した第34期第1四半期報告書及び同年11月7日に提出した第34期第2四半期報告書によれば、平成24年4月1日以降同年9月30日までに、平成18年3月30日開催の対象者取締役会決議により発行された第1回新株予約権、平成18年3月30日開催の対象者取締役会決議により発行された第2回B種新株予約権、平成18年3月30日開催の対象者取締役会決議により発行された第2回C種新株予約権及び平成18年3月30日開催の対象者取締役会決議により発行された第2回D種新株予約権(併せて、以下「本新株予約権」といいます。)が行使されることにより発行等した対象者普通株式は100株であるとのことであり、また、同年10月1日以降公開買付期間末日までに、本新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大20,040株とのことです。かかる新株予約権の行使により発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式についても本公開買付けの対象となります。
- (注4) 買付予定数の下限は、対象者が平成24年11月7日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(1,053,587株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない同四半期報告書に記載された同年9月30日現在の対象者の保有する自己株式数(27,510株)を控除した株式数(1,026,077株)に、同年10月1日以降公開買付期間末日までに、本新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式の最大数(20,040株)を加算した株式数(1,046,117株)の20.00%に相当します。
- (注5) 買付予定数の上限は、対象者が平成24年11月7日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(1,053,587株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない同四半期報告書に記載された同年9月30日現在の対象者の保有する自己株式数(27,510株)を控除した株式数(1,026,077株)に、同年10月1日以降公開買付期間末日までに、本新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式の最大数(20,040株)を加算した株式数(1,046,117株)の50.10%に相当します。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	524,105
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月16日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月16日現在)(個)(g)	52,443
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	1,026,077
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	51.08
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	56.19

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(524,105株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月16日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年11月7日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。

(注4) 特別関係者の所有する株券等も本公開買付けの対象となるため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は56.19%を下回ることとなります。

(注5) 対象者が平成24年8月8日に提出した第34期第1四半期報告書及び平成24年11月7日に提出した第34期第2四半期報告書によれば、平成24年4月1日以降同年9月30日までに、本新株予約権が行使されることにより発行等した対象者普通株式は100株であるとのことであり、また、同年10月1日以降公開買付期間末日までに、本新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大20,040株とのことです。かかる権利行使により対象者普通株式が発行等された場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は56.19%を下回ることとなります。

(注6) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による許可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

当社は、本件株式取得に関して、平成24年10月26日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として平成24年11月25日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。また、当社は、公正取引委員会より平成24年11月8日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、措置期間は同日をもって終了いたしました。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成24年11月8日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第653号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

なお、公開買付代理人は、外国の居住者である株主（外国法人株主を含み、以下「外国人株主等」といいます。）のうち機関投資家に関する事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

パークレイズ証券株式会社 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー31階

（パークレイズ証券株式会社は、外国人株主等のうち機関投資家からの応募のみを取り扱います。）

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人又は復代理人の本店において応募してください（但し、復代理人は、外国人株主等のうち機関投資家からの応募のみを取り扱います。公開買付代理人は、全ての株主からの応募を取り扱います。）。なお、公開買付代理人又は復代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設して頂く必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類をご提出頂く必要があります（注1）。

株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主口座への振替手続を完了して頂く必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人又は復代理人の本店において応募してください（但し、復代理人は、外国人株主等のうち機関投資家からの応募のみを取り扱います。公開買付代理人は、全ての株主からの応募を取り扱います。）。なお、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人若しくは復代理人にご相談頂くか、又は口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります（注1）。

外国人株主等の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類をご提出頂く必要があります（注1）。

居住者である個人株主の場合、買い付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注2）。

応募の受付けに際しては、応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」及び「公開買付応募申込書」の写しを交付します。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人若しくは復代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人又は復代理人にお尋ねください。

- ・個人（公開買付代理人において応募を取り扱います。）

〔有効期限内の原本〕

運転免許証（両面）、各種健康保険証、外国人登録証明書 等

〔発行から6か月以内の原本〕

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、印鑑登録証明書 等

本人確認書類は有効期限内である必要があります。

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

運転免許証等の裏面にご住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。

各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができかねます。

- ・法人（公開買付代理人において応募を取り扱います。）

〔発行から6か月以内の原本〕

登記簿謄本又はその抄本、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、印鑑登録証明書 等

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地、代表者の役職及び氏名

法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結等の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）が必要となります。

- ・外国人株主等（公開買付代理人又は復代理人（但し、復代理人については、機関投資家のみ）において応募を取り扱います。）

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の原本証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談頂き、ご自身でご判断頂きますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、応募の受付けを行った公開買付代理人又は復代理人の本店に「公開買付応募申込受付票」及び「公開買付応募申込書」の写しを添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、応募の受付けを行った公開買付代理人又は復代理人の本店に到達することを条件とします。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに応募の受付けを行った公開買付代理人又は復代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

パークレイズ証券株式会社 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー31階

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

パークレイズ証券株式会社 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー31階

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	42,452,505,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	60,000,000
その他(c)	25,000,000
合計(a) + (b) + (c)	42,537,505,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(524,105株)に、1株当たりの買付価格81,000円を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人及び復代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人及び復代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
定期預金	8,000,000
計(a)	8,000,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
パチンコ機・パチスロ機の開発、製造及び販売	株式会社平和(東京都台東区東上野二丁目22番9号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注)	34,600,000
計(c)			34,600,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、当社の親会社である株式会社平和から、別途合意する融資条件に基づき、34,600,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。なお、当該合意に係る融資契約において貸付実行の前提条件として本書の添付書類である融資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。なお、公開買付者は、株式会社平和の預金残高証明書を参照し、同社が融資の限度額を上回る現預金を有していることを確認しています。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

42,600,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号
パークレイズ証券株式会社 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー31階

(2) 【決済の開始日】

平成25年1月24日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募の受け付けを行った公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、応募の受け付けを行った公開買付代理人又は復代理人の応募株主口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨を指示してください。）。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（209,224株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（524,105株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株（追加して1株の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株（あん分比例の方式により計算される買付株数に1株未満の端数の部分がある場合は当該1株未満の端数）減少させるものとします。但し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額

（3,717,817,000円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び

対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（3,717,817,000円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合にも、令第14条第1項第1号ツに定める「イからソまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注） ご参考：発行済株式総数及び自己株式の数に変動がないとすると、1株あたりの配当額は3,624円に相当します（具体的には、3,717,817,000円を、対象者が平成24年11月7日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された同年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（1,053,587株）から、同四半期報告書に記載された同日現在の対象者の自己株式数（27,510株）を控除して得た数（1,026,077株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合に

は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げが行われた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付条件等により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本書その他本公開買付けに関連する資料の配布は、一定の法域においては法律により制約される場合があります。本書その他本公開買付けに関連する資料を入手する方は、かかる制約について自ら了知しその居住する法域における関連する一切の制約を遵守することが、当社により要求されます。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 8 期（自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年12月31日）平成24年 3 月28日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 9 期第 3 四半期（自 平成24年 7 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

訂正報告書（上記第 8 期有価証券報告書の訂正報告書）平成24年 4 月18日関東財務局長に提出

【上記書類を縦覧している場所】

P G Mホールディングス株式会社

（東京都港区高輪一丁目 3 番13号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	52,562(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	52,562		
所有株券等の合計数	52,562		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	52,562 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	52,562		
所有株券等の合計数	52,562		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年11月16日現在)

氏名又は名称	神田 有宏
住所又は所在地	東京都港区高輪一丁目3番13号 (P G Mホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	P G Mホールディングス株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 P G Mホールディングス株式会社 連絡場所 東京都港区高輪一丁目3番13号 電話番号 03 - 6408 - 8800 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年11月16日現在)

氏名又は名称	田中 耕太郎
住所又は所在地	東京都港区高輪一丁目3番13号 (P G Mホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	P G Mホールディングス株式会社 取締役副社長
連絡先	連絡者 P G Mホールディングス株式会社 連絡場所 東京都港区高輪一丁目3番13号 電話番号 03 - 6408 - 8800 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年11月16日現在)

氏名又は名称	田中 宏明
住所又は所在地	東京都港区高輪一丁目3番13号 (P G Mホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	パシフィックゴルフサービス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 P G Mホールディングス株式会社 連絡場所 東京都港区高輪一丁目3番13号 電話番号 03 - 6408 - 8800 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年11月16日現在)

氏名又は名称	株式会社オリンピア
住所又は所在地	東京都台東区東上野二丁目11番7号
職業又は事業の内容	パチンコ機・パチスロ機の開発及び製造
連絡先	連絡先 株式会社オリンピア 連絡場所 東京都台東区東上野二丁目11番7号 電話番号 03 - 3835 - 2181
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) オリンピアは、対象者の株券等を直接取得することは予定しておらず、また、公開買付者との間で、本公開買付けに係る買付け等に要する資金の貸付け等を行うことも合意しておりません。もっとも、オリンピアの親会社であって、当社の親会社でもある株式会社平和が、公開買付者との間で、本公開買付けに係る買付け等に要する資金の一部を貸し付けることについて合意しているため、公開買付者は、オリンピアを、上記のとおり特別関係者として記載しております。

(平成24年11月16日現在)

氏名又は名称	石原 昌幸
住所又は所在地	東京都台東区東上野二丁目11番7号(株式会社オリンピア所在地)
職業又は事業の内容	株式会社石原ホールディングス 代表取締役社長
連絡先	連絡先 株式会社オリンピア 連絡場所 東京都台東区東上野二丁目11番7号 電話番号 03 - 3835 - 7021
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 石原昌幸氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておらず、また、公開買付者との間で、本公開買付けに係る買付け等に要する資金の貸付け等を行うことも合意しておりません。もっとも、当社の親会社である株式会社平和が、公開買付者との間で、本公開買付けに係る買付け等に要する資金の一部を貸し付けることについて合意しているところ、石原昌幸氏は、株式会社平和の議決権総数の3.50%を保有し、また、同社の筆頭株主である株式会社石原ホールディングス(株式会社平和の議決権総数の44.71%を保有)の代表取締役社長であるため、公開買付者は、石原昌幸氏を、上記のとおり特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

神田 有宏

(平成24年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	113 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	113		
所有株券等の合計数	113		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 神田有宏は、小規模所有者に該当いたしますので、神田有宏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月16日現在)(個)(g)」に含めておりません。

田中 耕太郎

(平成24年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 田中耕太郎は、小規模所有者に該当いたしますので、田中耕太郎の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月16日現在)(個)(g)」に含めておりません。

田中 宏明

(平成24年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 田中宏明は、小規模所有者に該当いたしますので、田中宏明の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月16日現在)(個)(g)」に含めておりません。

株式会社オリンピア

(平成24年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	19,893 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	19,893		
所有株券等の合計数	19,893		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

石原 昌幸

(平成24年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	32,550(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	32,550		
所有株券等の合計数	32,550		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

当社は、平成24年11月15日に、神田代表取締役との間で、本公開買付けによらないで、神田代表取締役が保有する対象者普通株式1株を、当社が公開買付期間中に(株式譲渡の効力発生日は同月21日の予定)本公開買付価格により買い受ける旨の株式譲渡契約を締結しております。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

該当事項はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成24年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高株価	60,100	53,700	53,600	53,600	50,700	58,300	55,800
最低株価	46,850	45,650	49,000	50,000	48,350	49,400	52,500

(注) 平成24年11月については、11月15日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第32期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出

事業年度 第33期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月7日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アコーディア・ゴルフ

（東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5【その他】

該当事項はありません。